

自殺対策計画の基本施策・重点施策について

【令和5年度版】地域自殺対策政策パッケージ

厚生労働大臣指定調査研究等法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター
(令和6年1月改訂) より抜粋

パッケージにおける取組は、すべての地方公共団体において取り組むべき「基本施策」と、各地方公共団体がそれぞれ地域の実情を勘案しつつ特に力を入れて取り組むべき「重点施策」とに大別されます。

(1) 基本施策

地域における自殺の状況如何に関わらず、あらゆる地域の住民がそれらの取組を通じた支援を受けられるよう、自殺対策基本法の趣旨を踏まえて、すべての地方公共団体で実施されるべき施策として定められるものです。以下の6項目が挙げられています。

基本施策		内容
1	地域におけるネットワークの強化	生きることの包括的な支援としての自殺対策を地域全体で推進・展開すべく、庁内外の様々な部署や関係機関等との連携、体制の構築や強化を図るための取組。
2	自殺対策を支える人材の育成	様々な悩みや課題、困難を抱える人の存在に「気づき」、必要に応じて具体的な支援に「つなぎ」、「支え」、「見守る」役割のできる人材を「ゲートキーパー」として育成するための取組。
3	住民への啓発と周知	自殺対策に係る積極的な普及啓発を通じて、「自殺に追い込まれる」という危機は誰にでも起こり得ることであり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが社会全体の共通認識となることを目指す取組。
4	自殺未遂者等への支援の充実	自殺未遂は自殺の最大のリスク因子であることを踏まえ、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐとともに、自殺未遂者を支える家族や支援者等を支援するための取組。
5	自死遺族等への支援の充実	自殺者の家族や職場の同僚等に与える影響を最小限にし、新たな自殺を発生させないために、継続的な支援を行う。遺族等が必要な支援情報を得ることができるよう、情報提供などの支援の充実を図る取組。
6	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学校教育の段階から学ぶとともに、辛いときや苦しいときには助けを求めても良いことを学ぶための教育（SOSの出し方に関する教育）の推進を図る取組。

(2) 重点施策

重点施策は、大綱において示されている「当面の重点施策」ならびに、各地域における自殺の実態や実情等を踏まえつつ、それぞれの地方公共団体において特に力点を置いて取り組むべき施策の内容を示したものです。

重点施策の具体的な柱及び内容（「地域自殺実態プロファイル」に対応）

- 1) 子ども・若者
- 2) 勤務・経営
- 3) 生活困窮者
- 4) 無職者・失業者
- 5) 高齢者
- 6) ハイリスク地
- 7) 震災等被災者
- 8) 自殺手段
- 9) 女性

※ 下線は「地域自殺実態プロファイル」においてあきる野市に推奨されている重点パッケージ